

回答自治体名：木更津市

担当課室：環境部 まち美化推進課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

事故由来放射性物質の影響により、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg を超えた廃棄物のうち環境大臣が指定するものについては「指定廃棄物」として国が責任をもって処理することになり、その最終処分場設置についても国による対策が進められているが、指定廃棄物とならない放射性廃棄物は、「通常の廃棄物として処理できる」との方針が示されたのみである。

しかし、指定廃棄物とならない廃棄物であっても、民間最終処分場や最終処分場を抱える自治体の自主規制などにより、多くは一定濃度以上の放射性廃棄物の搬入を制限しており、また、特措法の基準による廃棄物処理が困難との理由で特定一般廃棄物の受け入れを停止する処分場もあり、この状況が続けば、最終処分できない「指定廃棄物外の放射性廃棄物」の一時保管を余儀なくされることが懸念される。

そこで、「指定廃棄物外の放射性廃棄物」についても国の責任を明確にし、最終処分場の確保など、必要な措置を講じていただきたい。

ご協力ありがとうございました。